

2012年9月18日

新型インフルエンザ等対策有識者会議社会機能に関する分科会（第2回）  
における検討事項に対する意見

日本労働組合総連合会  
副事務局長 安永 貴夫

- 指定（地方）公共機関及び登録事業者において、新型インフルエンザ発生時に社会機能維持業務に従事する労働者を確保する観点から、基本的には、当該労働者へのプレパンデミックワクチンの接種が必要と考える。そのためには、ワクチンの量の問題に加え、接種体制の確保を併せて検討することが必要と考える。
- ただし、社会機能維持に関わる事業者といっても、業種や業態等によって、対応が必要な要員の数は異なるものと考えられる。いきなり一律の割合（目安）を設定しようとするのではなく、可能な限り、業種ごとに必要職種・要員等について精査していく作業が必要ではないか。
- また、特定接種の対象者をある程度絞り込んでいく方向での議論をしていくのであれば、まずは、様々な前提条件を示し、維持すべき社会機能（平常時と比較し、どの程度の機能を維持すべきか）、想定する社会機能を維持する期間のイメージをある程度、明確にして、プレパンデミックワクチンの必要数を判断するための材料を示す必要があるのではないか。  
その上で、各業種において、事業継続する業務、縮小する業務、必要要員等について、労使で議論し、事業継続計画を策定していくことが必要である。

以上